

議案第八十八号

使用料手数料その他の諸収入金の延滞金及督促手数料徴収条例の
一部改正について

次のとおり使用料手数料その他の諸収入金の延滞金及督促手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年六月三十日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年六月廿日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎



使用料手数料その他の諸収入金の延滞金及督促手数料徴収条例の

一部を改正する条例

使用料手数料その他の諸収入金の延滞金及督促手数料徴収条例（昭和三十一年三朝町

条例第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

督促手数料及び延滞金徴収条例

第一条（見出しを含む。）を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三

第二項の規定に基づき、~~鳥取県~~、使用料、手数料及び過料その他の町税外収入金（~~各~~

~~付金、貸付金等私法上~~、~~東伯郡三~~、以下「税外収入金」という。）の

督促に係る手数料及び延滞金の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出し中「の発付」を削り、同条第一項中「使用料手数料その他諸収入金を定期内に納めないとき」を「納付義務者が、税外収入金を納期限内に納付しないときは、町長は」に改め、「若しくは、夫役現品の賦課を受け定期内に履行せず、又は夫役現品の代りに金銭を納めないものがあるときは」を削り、同条第二項中「納付又は納入」を「納付」に、「発付の日」を「発しようとする日」に改める。

第三条中「前条の督促手数料は督促状一通について十円とする」を「前条の規定により督促状を発したときは、督促手数料として一通につき十円を徴収する」に、「但し」を「ただし、」に、「出来る」を「できる」に改める。

第五条及び第六条（見出しを含む。）を次のように改める。

（延滞金）

第五条 税外収入金を納期限内に納めないときは、未納税外収入金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十・九五パーセント（納期限の翌日から督促状を発した日までの期間及び督促状を発した日の翌日から起算して十日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を

加算して徴収する。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 納付義務者が滞納したことについて、やむを得ない理由があると認められる場合においては、町長は、延滞金を減免することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前の税外収入金に係る督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。